

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和六年五月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（道路台帳図データ更新）

二 測量の地域 桜井市の一部

三 測量の終了年月日 令和六年三月三十一日